

○警察署交通規制審議会設置要綱の制定について

昭和43年7月4日

佐警本例規（交）第16号

改正 平成22年3月佐本企発第64号、29年3月佐本務発第256号

大量、広域交通事情とあいまって、交通規制はますますその区間や規模が拡大されている実情である。しかし交通規制は、一般に与える影響が大きいので、各界各層の意見を十分きき、納得のいく守られる交通規制を実施しなければならない。

このような趣旨から民意を反映し、実態に即した合理的な交通規制をするよう警察庁から指示があつたので、本県では、第一次的に規制を企画する警察署において各層の意見をきくこととして、別添第1のとおりみだしの要綱を制定したのでこれにより合理的な交通規制の実施につとめられたい。

なお、要綱の解説と運用要領は、別添第2のとおりであるから運用上誤りのないようされたい。

別添第1

警察署交通規制審議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する通行の禁止、制限および指定（以下「交通規制」という。）について、各層の意見を聞き、合理的な交通規制を実施することを目的とする。

(審議会)

第2条 警察署に、交通規制審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の委嘱)

第3条 審議会の委員会は、次の各号に掲げる者のうち、警察署長（以下「署長」という。）が適任と認める者を委嘱する。

- (1) 管内市町村長
- (2) 道路管理担当責任者
- (3) 地区交通安全協会長
- (4) 管内市・町・村教育長
- (5) 自動車関係団体の代表者
- (6) 運転者代表
- (7) 交通安全婦人組織団体の代表者

- (8) 住民組織の代表者
 - (9) 交通指導員
 - (10) その他署長が必要と認める者
- (審議事項)

第4条 審議会は、署長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議を行なうものとする。

- (1) 交通規制計画に関する事項
 - (2) 全般的な交通規制の研究、調整に関する事項
 - (3) その他、署長が特に依頼した事項
- (役員)

第5条 審議会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

- 2 会長および副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の手續)

第6条 会長は、第4条に定める事項について署長の諮問があつたときは、すみやかに審議会を開くものとする。

- 2 この会議は必要により交通規制対象の市、町、村に関係の深い審議委員のみをもつて開くことができる。

(合同審議会)

第7条 署長は、交通規制が隣接警察署管内に影響を及ぼし、または隣接警察署と同時に規制することが適切と認められるときは、合同審議会を開くことを要請することができる。

- 2 前項の場合においては、事前に関係署長と連絡をとつて相互の調整をはかるとともに警察本部長に報告しなければならない。
- 3 会長は、署長から第1項の要請があつたときは、すみやかに合同審議会を開かなければならない。

(庶務)

第8条 この審議会の運営に伴う庶務は、警察署交通課（二課制の警察署にあつては交通第一課）において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は署長が定める。

附 則

この要綱は、昭和43年8月1日から施行する。

別添第2

警察署交通規制審議会設置要綱の解説と運用要領

第1条関係（目的）

この要綱は、道路交通法に基づいて公安委員会が実施する交通規制について、規制を第一次的に企画する警察署段階において、各界各層の意見をきき納得がいき、しかも守られる交通規制を実施しようとするものである。

したがって、警察署長が独自の権限により実施する通行の禁止、制限等については、なんら関係がない。

第2条関係（審議会）

本条は、第1条の目的にそつて各警察署に交通規制審議会を置くことを定めている。

この審議会は、法的効力をもつ意思を自ら決定したり、外部に向つて表示する権限はない。

あくまでも交通規制について署長が各界各層の意見をきくための諮問会として任意に置くものである。

第3条関係（委員の委嘱）

本条は、審議会の委員（メンバー）として選定するものを列記している。このほか、署長の判断によつて学識経験者等を委嘱することは、もちろんさしつかえない。また、場合によつては必要な間、臨時的に特定の人（たとえば商店街代表者など）を審議会の委員として委嘱することも本条第10号によりできるものである。

第4条関係（審議事項）

本条では、審議会が審議する事項を明確にしているのである。しかも、その審議事項は、署長の諮問があつた場合に限るのである。

したがって、無制限に審議会が交通規制について、独自の立場で調査検討し、それを外部に権利行為として発表するようなことはできない。

あくまでも署長の諮問に応じて一定事項を審議研究し、その結果を署長に意見として答申するものである。

第1号の交通規制計画は、今後、規制をしようとする具体的な計画を指すのである。

第2項は、たとえば、管内の全域について規制をする場合、今後どのような種別の規制

が必要であるか、また「駐車禁止」の交通規制を実施する場合、道路構造や現在の規制などとの関係で、どのように調整をはかつていくかということである。

第5条関係（役員）

本条は、審議会を構成した場合役員の選任および役務等を定めたものである。役員の任期を明確にしていないのはすべて委員の話し合いによることを期待し、それぞれの審議会に自主性に任せることとしたためである。

第6条関係（会議の手續）

本条は、署長から審議会に諮問があつた場合、これに応じて審議会を開くことを定めている。

審議会を開く場合、署長は、委員ではないので、会議に参列することの是非が懸念される。

しかし、交通規制についての警察の考え方、また委員の質疑等に答え、公正な意見のまとまりを見出すためにも、署長は、審議会に列席することを原則とする。

また、署長は、審議会に対し、交通規制計画があるときは、本条によりその計画を審議会に諮問し、会の意見をきくことをたてまえとする。

しかし、規制計画のすべてを諮問する必要はない。たとえば

- ・ 急を要する交通規制
- ・ 海水浴期間中における駐車禁止など一時的に必要な交通規制
- ・ 一時停止、警笛鳴らせなどの交通規制

などは審議会の意見をきかなくてもよい。

第2項では、審議会の開催を便宜上、交通規制の対象市町村に関係の深い審議委員のみで開くことができることとした。

この場合、役員は当然、会の総括主催者として列席してもらうことは必要である。

また、会議は何人以上で開くかふれていないが、それは交通規制の種別、規模等によつて意見がのべられ、署長が審議会の意見として判断するに価する程度の集まりであればよいのである。

第7条関係（合同審議会）

本条では、交通規制を実施する場合、隣接警察署管内に著しい影響を及ぼしたり、または隣接署と共通の問題として同時に企画検討することが適当と認めるときの措置要領を規定したものである。

たとえば、佐賀南署管内から小城署管内に通ずる路線において、一署のみが「追越し禁

止」の規制をすれば、その結果隣接署管内にはいつたときから車は追越しができるので、追越し時における交通事故の多発が予想される。

このような点をなくして調和のとれた交通規制をするにあたって必要がある場合、合同審議会を開くことができることとした。

本部長に報告することとしたのは、合同審議会を開くほどの交通規制は、最近の議会の動向や報道関係の取材活動等に対応するためにも、県本部で事前には握しておく必要があると考えたためである。

第8条関係（庶務）

本条は、審議会の庶務を警察署交通課（二課制の警察署にあつては交通第一課）で担当処理することを明確にしている。

審議会の庶務としては、会議開催の通知事務、資料の準備、会議状況の記録（まとめ）などが考えられる。

会議を開く場合は、各委員が、規制の中心議題について、適格な判断のもとに公正な意見がのべられ、妥当性のあるものとして結論づけられるためにも必要な資料を準備配布することが必要である。

第9条関係（その他）

本条は、この要綱でとりあげていない事項については、署長の判断でできることとした。

たとえば、審議委員を委嘱する場合、辞令を交付するか、口頭のみで依頼するかなども署長の判断で処理されてもよいのである。